

専門家があなたの悩みにお答えします

なんでも

経営相談会

同時開催 新型コロナウイルスに関する緊急経営相談会

飯山商工会議所では、「なんでも経営相談会」と併せて「新型コロナウイルスに関する緊急経営相談会」を開催します。事業経営に関する課題や悩みに専門家が応えいたします。相談は無料です。お気軽にお申し込みください。

4/14(火) 13:00～16:00

飯山商工会議所 2階会議室

相談
無料

秘密厳守
予約制

事業承継

・登記

司法書士

事業承継
法人化

労務

社会保険労務士

各種助成金
就業規則
働き方改革

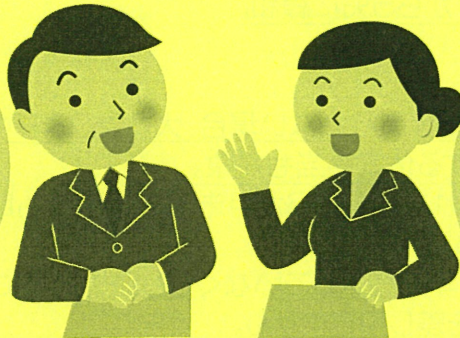
経営力
向上

新事業展開
販路拡大

融資

日本政策金融公庫
長野県信用保証協会

運転・設備資金
条件変更



IT

ITコーディネーター

WEBビジネス
SEO対策
IT補助金

助成金
活用

店舗改修補助金
持続化補助金
ものづくり補助金

主催 飯山商工会議所 ☎62-2162 E-mail: iicci@iiyamacci.jp

《下記相談事項に○をして4月10日までにお申し込みください。FAX63-3191》

-----き-り-と-り-----

飯山商工会議所相談課 行

令和2年4月 日

事業所名 _____ 氏名 _____ 希望時間 _____ 時 ~ 時

下記に○をしてお申込みください。

経営に関する相談	金融に関する相談	労働に関する相談	IT 関連に関する相談
新事業展開・販路開拓	日本政策金融公庫融資	働き方改革	ホームページ・SNS
創業・店舗改修補助金等	市制度・県制度融資	雇用関係助成金	SEO 対策 キーワード検索
法人登記・事業承継	条件変更・返済計画	雇用手続き・労働保険	税務・決済に関する相談
その他（具体的に _____ ）			所得税・消費税
コロナウィルス関連相談	① 金融相談 ② 労務相談（助成金含） ③ 補助金活用相談		

※金融相談の方は、事前に直近2期分の決算書などをお持ちください。

緊急

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 雇用調整助成金がさらに拡大されました

雇用調整 助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

4月1日から、全国の全業種において新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して、以下の内容で特例措置が拡大されました。

助成内容

【助成率】大企業2/3、中小企業4/5

→解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業9/10

【支給限度日数】4月1日～6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別に、雇用調整助成金を利用可能

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用。

※特例措置②については、休業等の初日が令和2年4月1日から6月30日までの場合に適用。

※特例措置⑤・⑥については、令和2年4月1日から6月30日までの間に実施した休業について適用。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年6月30日まで可能。
- ②生産指標(売上高等)の確認を10%減少から5%に緩和。
- ③雇用指標(最近3か月の平均値)を撤廃。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5(解雇等を行わない場合、大企業3/4、中小企業9/10)に引き上げ。
- ⑥雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象。
- ⑦雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。
- ⑧過去に本助成金を受給したことがある事業主について、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象に。
 - イ 支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。

【お問合せ先】 ハローワーク飯山 事業所サービス部門 TEL 62-8609

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

- ①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主
- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】 令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇

【お問合せ先】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金
相談コールセンター:0120-60-3999

※上記助成金についても4月14日「なんでも経営相談会(裏面)」にてご相談頂けます。